

第2回

立川市使用料等審議会

令和元年6月21日（金）

立川市総合政策部行政経営課

第2回立川市使用料等審議会議事録

◆日時 令和元年6月21日（金）午後2時00分～

◆場所 208・209会議室

◆出席者

【委員】

松井 望会長
野村 哲委員
北山純子委員
吉田直哉委員

米原立将委員
土方 崇委員
山下博一委員

須崎平吉委員
湯浅 明委員
井上朋子委員

【事務局】

栗原総合政策部長
野口行政経営課主査
横塚子ども家庭部長
京戸幼児教育・保育無償化等担当主査

渡貫行政経営課長
根岸行政経営課主査
三輪保育課長

◆次第

開会

- 1 資料説明
- 2 答申（案）
- 3 その他

◆資料

資料7「無償化による保護者の負担額変化（0～2歳児）」
答申（案）

○渡貫行政経営課長 皆様、こんにちは。

先週に引き続き、本日は、お忙しい中、第2回の使用料等審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。行政経営課長の渡貫でございます。

早速ではございますが、配布資料の確認をさせていただきます。次第と、前回ご請求いただいた資料となります資料7、答申（案）になります。不備・不足等はありませんでしょうか。

本日は、小松副会長と福本委員がご欠席です。なお、現時点で会議開催に必要となる過半数を超えるご出席となっております。事務局からは以上です。それでは会長、お願いいたします。

○松井会長 ただいまより、第2回の立川市使用料等審議会を開会いたします。

それでは、次第1の資料の説明になりますが、事務局から冒頭に確認事項があると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○渡貫行政経営課長 第1回会議におきまして、事務局より審議会等会議公開規則第10条に基づく会議録等の公開についてご説明させていただきましたが、ご発言者の記名の有無について、確認しておりませんでした。事務局では、記名での公開を考えておりますが、それよろしいでしょうか。

○松井会長 ただいま事務局より、会議録の記名の有無について説明をいただきました。記名での公開ということですが、よろしいでしょうか。

○松井会長 ありがとうございます。

それでは、記名での公開をさせていただきます。

本日の配布資料について、これも引き続き説明をお願いします。

○三輪保育課長 着座にて失礼いたします。

前回の審議会の請求をいただきました0から2歳の部分の保護者負担額についてご説明をいたします。

前回、3から5歳の無償化前、無償化後ということでの負担額変化の資料をご案内したところですが、資料7として0から2歳の無償化による保護者の負担額変化の資料を作成させていただきました。

今回の無償化によって3歳から5歳については、所得にかかわらず一定の基準に基づき保育料が無償となりますが、0から2歳児につきましては、非課税世帯のみが無償の対象となります。人数は本年4月1日現在で、立川市内対象者数が、課税世帯で1,549人、非課税世帯で139人となっております。

資料左上の枠は、課税世帯の説明となります。保育園児の0から2歳のご家庭の保育料は、幼児クラスよりも費用設定が高くなっております。月額5万4,400円までの24階層に応じた利用者負担額、所得に応じた応能負担でお願いをしております。

入園に当たっては、市に申請して、市が保育の必要に応じて決定をしております。

また、給食費は保育料に含むとされております。0から2歳の給食ということで、ミルクから始まって離乳食、移行食まで保育料に含まれることとなっております。

線が引いてあるところですが、年収360万円相当以上の場合には、きょうだい小学生以上になりますと、多子計算の対象とはなっておりません。

下の枠にまいりまして、0から2歳は無償化の対象外ですので、これまでどおりの保育料となります。国の基準ですと、多子世帯の軽減もこれまでどおりとなります。

「市の補助をどうするか」という部分が、今回諮問しております多子軽減の対象となる世

帯におけるきょうだいの年齢制限と世帯収入の要件を撤廃する形での補助についてということになります。

資料右上の枠の非課税世帯の説明になります。認可保育所の0から2歳につきましては、生活保護世帯の住民税非課税の世帯では保育料が0円ということで、無償化後も同様となっております。負担はございません。

資料の説明については、以上となります。

○渡貫行政経営課長 それでは、引き続き答申（案）の説明をさせていただきます。

答申（案）の冊子をごらんください。

まず、1ページ目、見開きでございます。最初の段は、審議会の諮問を受けた内容となりまして、続く2段落目から読ませていただきます。

本審議会では、この諮問事項について市へ説明を求め、慎重に審議を行った。

審議では、多子世帯の認可保育所等の保育料軽減について、多摩地域各市軽減予定の状況、少子化における社会経済情勢の動き、持続可能な制度運営、立川市の財政状況などについて議論があり、共通認識を深めたとしてございます。

その後、答申を記書きの以降とさせていただきます。

まず、記書きの1です。多子世帯に対する認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料について。

多子世帯における認可保育所等の保育料について、多子計算における年齢上限と世帯収入の要件を撤廃し、別表1のとおり、利用者負担額を第2子保育料は第1子の半額、第3子以降は0円とするということでございます。別表は、巻末に掲載してございます。

付帯意見といたしまして、このような議論をもとに東京都の補助制度の動向について注視していくこととしてございます。

記書きの2でございます。保育料軽減の適用に対しましては、令和元年10月1日。

3番、審議の経過でございます。

こちらは、これまでの議論の中で話し合ったことを前提として書いてございます。令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化制度が始まるが、同一世帯に属する2人以上の子供がいる世帯について、国の制度下では保育料の軽減対象となる子どもに制限があり、第1子が小学生以上、かつ、世帯収入が360万円相当以上の場合は、第2子の負担軽減を受けることができない。

しかし、東京都が実施する補助制度を利用することにより、多子計算における年齢上限と世帯収入の要件にかかわらず、認可保育所等における第2子の保育料を軽減することが可能となっております。

少子化における社会経済への影響を鑑み、世代間格差のない安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する観点から、継続的に多子世帯の経済的な負担軽減を図る必要がある。

ただし、補助対象となる認可保育所等が私立に限定されることと、東京都が実施する制度の動向を注視し、市の財政への影響について考慮する必要があるということです。

4番が審議会の開催日程、5番が配付資料を掲載してございます。

6番に、委員さんの名簿。最後に、別表1として前回配布の資料の一部を抜粋してつけさせていただきます。とございます。

なお、本日、ご欠席の委員の方には、事前に資料をお配りしてご意見をお伺いしてさせていただきます。

小松副会長から、まず1ページ、1の付帯意見の項目についてご意見をいただいております。

す。

「注視し」以降の文に、「保育料負担の軽減が継続できるよう、市補助制度等による最大限の配慮すること」を追記してはどうかということが1点。

2点目が、3の審議の経過でございますが、表現の修正として「同一世帯に属する2人以上の子どもがいる世帯を」という表現を、「同一世帯に属する子どもが2人以上いる世帯」へ修正をしてはどうか、というご意見をいただいたところでございます。

なお、福本委員からは、修正のご意見はいただいてございません。

説明は、以上でございます。

○松井会長 ありがとうございます。

まずは、資料7についてです。こちらは、前回の審議会で米原委員から請求いただきました資料になります。ただいまの説明に対して何かご意見はございますか。

○松井会長 いらっしゃいませんね。

それでは、本日の審議の中心になりますが、今ご説明いただきました答申（案）について、前回の内容などを踏まえて修正等ございましたら、ご意見いただければと思います。

今読み上げていただきましたが、初見ということですので、もう一度少しお目通しいたきながら、気になることがあればお教えいただきたいと思います。

前回は米原委員から回って意見をお伺いしましたので、今回は須崎委員から時計回りで、一言お願いします。ご意見がなければそのままでも結構です。

○須崎委員 質問ですが、東京都はどのような制度ですか。

○三輪保育課長 都の補助制度は、私立保育園に対して多子軽減について10分の10補助を5年間、あるいは一定程度の期限まで補助するということですので、その補助制度をもちいて市は多子軽減の仕組みを導入することになります。

○松井会長 よろしいですか。では、山下委員お願いします。

○山下委員 付帯意見については、小松委員からお話があったとおりでよろしいかと思っております。

それから、2つ目の審議の経過のところ、私もこの文章が少し引っかかっていました。

「同一世帯に属する2人以上の子どもがいる世帯」では、世帯が二重に用いられているので、どちらかという、後ろの「世帯」は「場合」にした方がいいのではないかと思います。前に「同一世帯に属する」と書いてありますので、「世帯」は不必要ではないのかなと思っております。以上です。

○松井会長 それでは、吉田委員お願いします。

○吉田委員 3番、審議の経過の3行目ですが、世帯収入が360万円相当以上とありますが、なぜ年収360万円相当以上ということになったのか、その根拠のようなものを改めてお示しください。

○松井会長 よろしいですか。事務局より説明をお願いします。

○三輪保育課長 もともと年収360万円相当世帯という規定は、今回の給食の副食費でも同様ですが、いわゆる低所得者世帯の基準として、これまでも年収360万円相当以下であれば、これまでの多子軽減の制度の中で、負担軽減を受けていたということになります。こちらの文章は、今までの制度がこうだったということです。

○吉田委員 ありがとうございます。

そうなりますと、子どもさんがいらっしゃる様々な家庭があるわけですし、例えば持ち家であるとか、賃貸であるとか、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に暮らしているなど、様々なライフスタイルがある中で、以前の360万円と今の360万円の各家庭の使い方、使い道

は、家庭で異なると思います。ですので、今まで360万円だったという点がちょっとわからないのですが。

- 三輪保育課長 国の制度ではこれまでそうなっていました、今回360万円相当以上であっても、多子軽減の対象とするという内容となっております。

おっしゃっている意味は、夫婦2人で世帯収入ですので、多分若い夫婦がおじいちゃんと同居されていたらしゃると、世帯収入は予算を超えてしまうといったような、世帯ごとのご事情でお話をされていたらしゃると思います。そこは今まで国の制度の中では、世帯収入が多子軽減の対象として定められているということです。

- 松井会長 これは立川市だけではどうこう言えないということですね。おそらく厚生労働省からお答えいただくことが一番適切とは思いますが、少しでも説明をしていただきたいということを伝えていただくことが良いように思います。

吉田委員、よろしいですか。

- 吉田委員 はい、わかりました。

- 松井会長 では、井上委員、お願いします。

- 井上委員 答申は、今までご指摘いただいたことで大丈夫だと思います。

資料7の保育園児の非課税世帯の360万円相当未満の人数が139人いるということで、この数字が多いのか少ないのか分からないのですが、こんなにいらっしゃるのだなという感想です。

- 松井会長 ありがとうございます。

では、北山委員、お願いします。

- 北山委員 私は文書に関しては特にありません。

3番のところに認可保育所等とありますけれども、認証とかの保育所はどうなるのでしょうか。全部の保育所が「等」という表現に含まれるのでしょうか。

- 三輪保育課長 国が決めている保育料を払っている園が対象ということでして、認可保育所、地域型保育事業である家庭的保育事業や小規模保育施設、認定こども園にかかる部分についてということです。

ですので、認証保育所につきましては、認可外保育施設の中の都が認めた制度でして、特殊な保育料を設定されていますので、今回の多子軽減の対象の保育ではありません。

- 北山委員 結構認証保育所に入っている方がいらしゃったので。わかりました。

- 松井会長 ありがとうございます。

では、湯浅委員。

- 湯浅委員 私は、答申（案）については異論ないです。

1つ確認をお願いしたいのは、前回の審議会の資料3の中段に、「改正による影響額（市の負担額）」とございまして、その中段に「公立管内584万6,600円……都補助の対象外。一般財源で対応」という記載があるのですが、この制度を実施することによって市の支出の増加になるという理解でよろしいのですか。先行きどのように変化していくのか、増加していくのか、下がっていくのか、子どもが増えれば支出も増えていくということになると思うのですが。この辺の予想としてどの程度推移していくのか、子どもを増やそうとしているのですから将来的には当然上がってくると考えられると思うのですが、どのようにお考えなのですか。

- 三輪保育課長 そうですね、公立に入る子と私立に入る子ということについて、保護者の第1希望、第2希望等の申し込みを受けて保育の必要性に応じた形で決めております。きょうだいがいっぱいいる子の家庭の状況とその世帯がどちらを申し込むかによって、この程度の

額で推移していくであろうという見込みになります。

ただし、本年度1園を民営化いたしますので、その部分は対象者数として少し減ると見ているところです。

○湯浅委員 それは多分予算化するわけですよね、これと一緒に新年度からの予算として。

○三輪保育課長 今度の10月から一部予算をとりながらやっていくということでございます。

○湯浅委員 そこだけちょっと確認したかったところです。わかりました。以上です。

○松井会長 野村委員、お願いします。

○野村委員 確認ですけれども、10分の10の都の補助ということで、今お話しあったように、市の持ち出しとなるのは、公立保育所に通っている第2子、第3子が市の負担ということで、市の持ち出し分は、その部分が主になるということで、確認させていただきました。諮問された内容については、私は結構だと思います。

○松井会長 ありがとうございます。米原委員、お願いします。

○米原委員 第1点について、小松委員のご指摘、変更提案に関して賛成いたします。

あと、確認ですけれども、1ページの下から4行目、「年齢条件と世帯収入の要件にかかわらず、認可保育所等における第2子の保育料軽減」ということですが、第3子以降の保育料も軽減するので「第2子以降」ということですよ。

○三輪保育課長 そうです。

○米原委員 そうであれば、「以降」がついているといいのかなと思います。

多分この上の文章で、下から6行目の「第2子の負担軽減を受けることはできない」の箇所は、「第2子」がいいのか、「以降」もいいのかご確認ください。これはこのままでいいのかと思います。

○松井会長 ありがとうございます。

諮問に関するご意見を皆さんからいただきました。付帯意見について「東京都の補助制度の要綱について注視し」、小松副会長のご意見ですと「保育料負担の軽減が継続できるように、市補助制度等の最大限の配慮をすること」ということですが、これでもよろしいでしょうか。

この文言ですと、都の制度の補助が廃止をされた場合でも、市が負担軽減を継続することがプログラム化するという理解もできなくもありませんが、それでよろしいですか。

○栗原総合政策部長 これは審議会としての答申でございますので、行政側がこのままでは困ると言うべきではございません。「最大限配慮すること」という言葉でまとめていただいておりますので、我々もそれを最大限尊重した中でどのように施策をして実施していくかということで、継続することが固まって決定されるわけでもございませんので、答申（案）としては、そのような内容でも問題はないと考えております。

○松井会長 個人的には裁量の幅があったほうがいいのではないかと思います。審議会の意見としては「注視し、保育料負担の軽減が継続できるように、市補助制度等最大限の配慮をすること」という付帯意見を記載したいと思います。

あともう一つは、文言修正ですけれども、答申として正確な記載が必要だと思いますので、改めて事務局と私のほうで精査させていただいてよろしいでしょうか。

「同一世帯に属する子どもの2人以上がいる世帯」云々から、「同一世帯に属する2人以上の子どものいる場合」というご意見があれば、もしかすると、「2人以上の子どものいる同一世帯」についても該当するかもしれません。「場合」は整理して、外れてしまうと大変なことになってしまいますから整理させてください。

あとは、「第2子以降」という記載も、整理をしてまいりたいと思います。

その他で、この機会にご意見、ご発言等がございましたらいただきたいと思います。

- 湯浅委員 質問があります。この制度については、期限といったものは考えないのですか。多分、都の意向に沿ってという形になると、都の制度が変わったら、こちらも変わるということになるのですか。
- 三輪保育課長 都の制度の存続いかににかかわらず、一度入れた制度を途中でやめるというわけにもなかなかいかないということもあると思います。都も国に対してこの制度の拡充を求めていくというように伺っておりますので、継続をしてみたいと思います。
- 湯浅委員 例えば極端な例で、都の補助制度が国に準じて、今までやっていたことをやめてしまうというケースも考えられなくはないと思いますので、そういった場合に、立川市としてはどのようなスタンスになるのでしょうか。
- 栗原総合政策部長 国の制度改正と都の補助制度創設ということがあり、最終的に市としてどのような判断をするかということで、審議会へ諮問し、答申をいただくことになると思います。一旦、国や都の方向が変わるのであれば、市としてこれを継続するのか、それとも変更するのか判断するという場合は、再度使用料等審議会に諮る必要があるかどうか検討の上、最終的な市の支援の判断をすることにはなります。今時点でほかがどのように変わっていくか詳細が分からない中で、市のスタンスを変えませんということまでは言い切れない状況でございます。
- 野村委員 ちょっといいでしょうか。この間、東京都の担当とお話をさせていただいた際に、多子軽減については、東京都は肝入でやりましたという話をしていました。ですから、すぐに変更するという意向はないように思います。最低でも5年は続けていくと思いますし、肝入でやるのですよという話をした以上は、その先も続けていくのではなからうかと思えます。
- 松井会長 子ども家庭部長、どうぞ。
- 横塚子ども家庭部長 先ほど保育課長からもご説明いたしましたとおり、東京都では本事業を国全体の制度として見直しをするよう提案していくという意向はもう示されています。市としても、東京都や国へ財源確保の要求をする機会がありますので、それはこれからもしていきたいという考えでございます。
- 松井会長 はい、ありがとうございます。
- それでは、いただいたご意見につきましては、これから市としても、都の動向を注視していただきたいと思えます。
- それでは、答申（案）につきましては、これにてまとめさせていただきたいと思えます。
- 先ほどご指摘させていただきましたその他の部分、文言表記などについては、私にご一任させていただければありがたいと思えますが、よろしいでしょうか。
- 松井会長 ありがとうございます。
- それでは、本日の審議事項は全て終了となります。
- 渡貫行政経営課長 何点かご連絡させていただきます。
- まず、この後会長と調整の上、まとめさせていただき最終的な答申書につきましては、まとまり次第、皆様にも送付させていただきますので、よろしく申し上げます。
- また、第1回及び第2回の審議会の議事録を作成後送付させていただきますので、内容をご確認いただき、修正点などがありましたらご連絡をお願いします。
- なお、メールアドレスをお伺いしている方には、電子データでお送りさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
- ありがとうございます。
- 本日で皆様にご審議いただく事項はすべて終了になります。すでにご案内しているとおり、本年10月から始まる幼児教育・保育の無償化におきます制度変更にあわせ、今回ご審議いた

だいた多子世帯の保育料軽減は、7月23日の臨時議会でご審議いただく予定です。

事務局からは以上です。

○松井会長 条例は、改正案ですか。

○渡貫行政経営課長 はい、条例改正になります。

○松井会長 ありがとうございます。「その他」になりますが、何かありますか。

○渡貫行政経営課長 それでは、市側を代表して総合政策部長から一言ごあいさつ申し上げます。

○栗原総合政策部長 今回は今年10月から始まる「幼児教育・保育の無償化」の実施に伴い、無償化されない0歳から2歳児の住民税課税世帯に対する「多子世帯の保育料」につきましてご協議いただき、松井会長をはじめとする委員の皆様方にはそれぞれの視点からご意見をいただきました。

お陰様で、2回にわたる審議会において、このように答申をまとめることができました。今後につきましては、答申内容を踏まえ「多子世帯の保育料」の取り扱いを決定し実行してまいります。

また、今回の審議会では幼児教育、保育に関して幅広いご意見を頂戴したところでございます。

人口減少、少子高齢化社会の中で、子育てしやすい環境をどのように構築していくかという施策は重要となります。

また、子育てに関しましては「児童虐待」や「ネグレクト」、「貧困問題」など社会全体で関心を持ち、取り組まなくてはならない課題がございます。

市としましても、様々な機関、事業者そして市民の皆様と連携して課題に取り組んでまいりますので、今後もよろしくお願いいたします。

審議会の終了にあたり、簡単ですがお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○松井会長 それでは、立川市使用料等審議会につきましては、以上で終了いたします。

皆さん、大変お疲れ様でした。